

高石市開発協議フロー図

事前調査(要綱適用範囲等の確認)

市要綱協議

市要綱協議及び29条開発許可

市要綱協議及び道路位置指定



2. ()内の日数は標準処理期間です。市要綱検査済証交付

標準処理期間

協議 合計 期間		市要綱協議のみ	6週間＋各課協議＋その他手続
		市要綱協議+29条開発許可	8週間＋各課協議＋その他手続
		市要綱協議+道路位置指定	6週間＋大阪府処理期間 ＋各課協議＋その他手続
建基 法 関 係		建築確認申請（建築物）	市経由3日＋消防同意3日～1週間程度
		建築確認申請（工作物）	市経由3日
	※	43条許可申請書 （建築物）	市経由3日＋消防同意3日～1週間程度
都計 法 関 係		29条開発許可	1ha未満 14日
			1ha以上 21日
		35条の2変更許可	14日
		36条工事完了届出書	検査終了後、検査済証交付まで14日
		37条建築承認	7日
		45条地位継承の承認	7日
	※	53条建築許可	14日
	※	60条開発不要証明	7日

- 上記のうち、「※」マークの書類については、原則としてフロー図における「協議済の協議事項書提出」以降に受付します。また、処理期間については標準的なもので、規模や内容により変わることがあります。審査のために必要な書類を求める場合にあっては、申請者がその求めに対応するまでの期間は含まれておりません。
- 大阪府が開発許可を行う場合（開発区域が他市にわたる場合又は市街化調整区域での開発行為等）は、内容に応じて手続きの流れを判断させていただきます。